



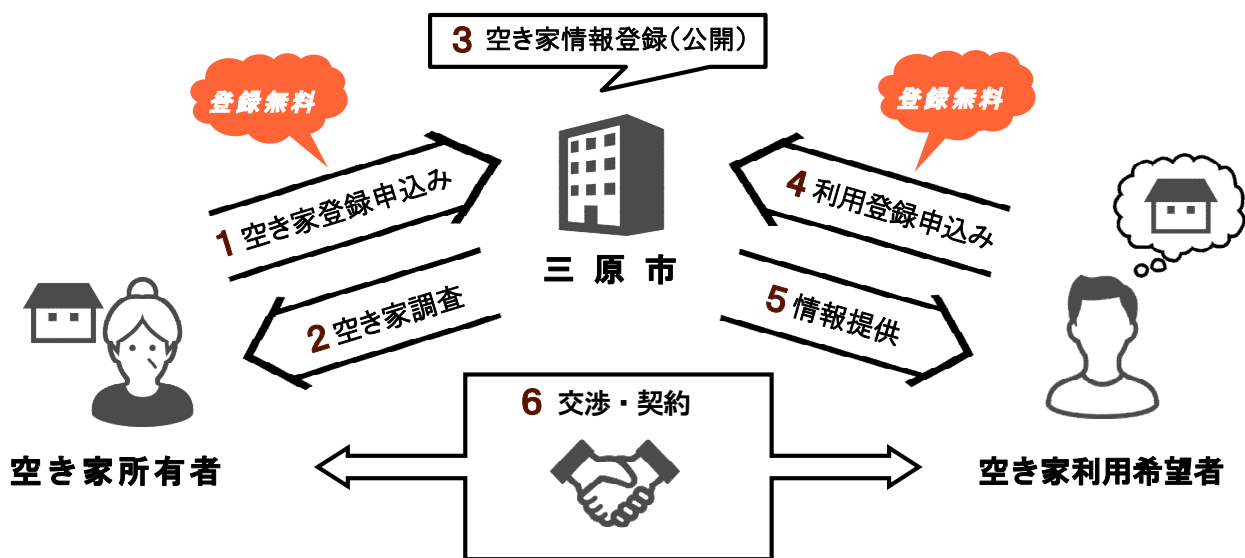
空き家の活用（売却・賃貸）をお考えの方へ

空き家バンクを利用しませんか？

空き家バンクとは？

三原市内の空き家の所有者の申込みにより空き家情報を登録し、空き家の利用希望者に紹介する制度です。登録情報は三原市ホームページなどで公開します。不動産業者に売買等の仲介を依頼している物件も登録できます。

登録から契約までの流れ



空き家バンクに登録することで活用できる補助があります！

●三原市空き家改修等支援事業補助金

着手前に申請が必要です。詳細な条件等については、事前にお問い合わせください。



家財整理費補助

対象者



空き家所有者（空き家バンク登録申込者）

家財整理後、空き家バンク物件として売却・賃貸・無償譲渡を行う意思がある方

対象経費



登録する空き家の家財道具搬出処分、家財運搬用トラックのリース等にかかる費用

※中山間地域：八幡町・高坂町・鷺浦町・

船木地区・北方地区・久井町・大和町



補助金額

中山間地域 ※

中山間地域
以外

対象経費の
2/3 以内

対象経費の
1/2 以内

限度額

限度額

20

万円

5

万円

空き家バンク、空き家改修等支援事業補助金に関するお問い合わせ先

三原市 経営企画部 地域企画課 ☎ 0848-67-6011

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号（市役所本庁舎4階）

FAX: 0848-64-7101 E-mail: chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp



空き家バンク登録申込み前にご確認ください！



1 登録したい空き家は、
居住に使用されていた
戸建て物件ですか？

NO

空き店舗、アパート、倉庫などの
登録はできません。

YES

2 登録したい空き家は、
土砂災害特別警戒区域内に
ない物件ですか？ ☐

NO

土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)内にある物件の
登録はできません。

YES

3 登録したい空き家は、
利用可能な物件ですか？ ☐

NO

利用するために相当な改修や
周辺環境の整備等が必要と
思われる場合は、登録をお断り
することがあります。

- ・外壁・屋根が崩落している
- ・建物が傾いている
- ・床が抜けている
- ・草木が繁茂しているなど

YES

4 申込者は空き家所有者(名義人)
またはその成年後見人など
売却・賃貸を行う権限を有する方
ですか？ ☐

NO

所有者の判断能力が十分でない場合
→成年後見人の申立て等を
ご検討ください。

所有者が亡くなられている場合
→相続人の代表者の方がお申込
みください。

所有者が複数の場合

→申込者以外の全ての所有者
等による代理人選任届(様式
第3号)が必要になります。

YES

(売却を希望の場合)

5 売却対象の建物・土地に
抵当権が設定されていませんか？ ☐

NO

債務の返済及び
抵当権の抹消を済ませてから
お申込みください。

YES

(農地付きでの売却・賃貸を希望の場合)

6 農地は速やかに売却・賃貸する
ことが可能な状態ですか？ ☐

NO

売却・賃貸が可能な状態に整理
されてから、お申込みください。

農地(田・畑)の売買・貸借には
農業委員会の許可が必要です。

農地の利用希望があった場合に
速やかに許可がおりる状態にあるか
事前に確認しておいてください。

(問い合わせ先:
農業委員会事務局 0848-67-6144)

耕作放棄状態、地目変更がされていない、
第三者に貸しているなどの理由により、
許可がおりない場合があります。

YES

7 不動産業者に
交渉・契約の仲介を
依頼されていますか？ ☐

NO

市では、利用希望者との交渉や
契約の仲介はできません。
トラブル防止のためにも、
不動産業者の仲介のもとで
交渉・契約を行われることを
お勧めします。

可能な限り、不動産業者に仲介を
依頼し、価格や家賃等の条件を
決めた上でお申し込みください。

※仲介には手数料が発生します。
料金は依頼する不動産業者に
ご確認ください。

YES

8 市の空き家調査への立会い、
登録後の内覧希望者への
対応は可能ですか？ ☐

NO

申込者または不動産業者等に対応
をお願いします。

YES

9 登録後の空き家・敷地の
管理は可能ですか？ ☐

NO

市では、空き家・敷地の管理、
鍵のお預かりはできません。
登録後も適切な管理をお願い
します。(空き家の状態確認、
風通し、敷地の草木伐採など)

YES

10 空き家内の家財整理は
お済みですか？ ☐

YES

NO

お済でない場合も登録申込みは
可能です。ただし、登録時には
室内写真も公開しますので、
閲覧者への印象や防犯面から
ある程度家財整理を済ませて
からの登録をお願いします。

これから家財整理される場合は、
家財整理費用の補助制度を
ご活用ください。

空き家バンクへの登録申込み、
家財整理着手前の申請が必要です。

登録申込みへ

【免責事項】

市は、空き家バンク制度の利用に関して発生した利用者間のトラブル、または第三者とのトラブルについて、
いかなる場合であっても一切の責任を負いません。また、利用者が空き家バンク制度の利用に関して被った損害、
損失に対して、いかなる場合であっても一切の責任を負いません。